

いこいの村 森幸子

題字 梅の木寮

2016年(平成28年)3月20日発行

第406号

発行責任者 いこいの村聴覚言語障害センター

所長 岩本 幸子

編集 いこいの村編集委員会

〒629-1242

綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地

TEL (0773) 46-0101

FAX (0773) 46-0610

<http://www.kyoto-chogen.or.jp/ikoi>

平成27年度を
振り返る

いこいの村 3大ニュース!

栗の木寮

香り広がるバラの栽培 (→)



『栗の木寮の改修を考える会』

平成27年12月17日発足 (↓)



「私たちの暮らしは私たち自身で作っていこう!」



ひとつひとつ丁寧に定植しました (5月)



バラジャムの販売を
始めます!!



栗の木寮は開所から34年目を迎えました。快適で安心できる暮らしが実現できるように一人ひとりの要望を出し合い、がんばっていきます。

梅の木寮

短期入所専門棟(14床)としてリニューアル!

また利用したい短期入所専門棟「空の家」を目指します。



あわてず、きれいに、読みやすく



地域福祉部

要約筆記者養成講座を

北部6ヶ所で開催!

難聴者への情報保障には
要約筆記が必要です。



二人の急逝

から学び

心身の健康を考える

平成28年2月3日に金明鎬(きんめうこう)さん(享年73歳)の突然の逝去。その悲しみも癒えぬまま、2月14日には闘病生活をされていた山中知加恵(やまなかちかえ)さん(享年51歳)の逝去と続きました。2人の仲間(利用者)の死が、豊かに生きる喜びや心身の健康について、問いかけています。

33年間共に過ごした金さん

予想だにしない居室での脳出血に見舞われた金さん。もっと早く発見できていたら、亡くなることはなかったかもしれない、ご家族



仲間と雪遊び〜右端が金さん

(弟)から責められても仕方がないと受けとめていました。

ご家族は、「兄のために泣いてくれる仲間と職員がいるいこいの村で見送ってやりたい」と希望され、仲間と職員が見守る中、お別れ会を行いました。「兄を時折思い出してくれたら嬉しい」「兄は幸せな時を、過ごせた。皆さんに感謝しています」という言葉が、胸に響きました。

知加恵さんのこと

知加恵さんは平成4年、栗の木寮に入所し23年間という人生の大半を過ごされました。聴覚と精神と知的障害の重複障害があり、コミュニケーションは身振り手振りでしたが、作業や暮らしの中で、自分らしさを発揮されていました。

ご家族から、「妹は病院嫌いだったが、病気を治したいと強く願い、点滴の交換時、看護師さんに自分から腕をさしだしていた。医師



描いた絵を発表する知加恵さん

に『早く、治して』と訴えているようだった」とお聞きし、早く元気になって、帰るんだとの強い意志を感じました。最後まであきらめることなく頑張っていた知加恵さんの姿に胸が熱くなりました。

今後の仲間のこと

65歳以上の仲間が、半数をしめている栗の木寮。心身の痛みを、訴えることができない仲間たち。排尿がなく痛みがあっても、痛みを我慢してしまう仲間もいました。何気ない日常での対話が、心身の異常を感じる礎になります。2人の仲間を見送った今、これまで以上に、健康維持増進の支援に重きをおいていきたいと思えます。

(栗の木寮 滝野千里・

小畑 誠)

介護のワンポイント

障害者向けの短期入所ってご存知ですか？

介護や支援が必要な障害のある方に、施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護・支援を行うサービスで、介護者の介護負担軽減も目的としています。いこいの村では、梅の木寮と栗の木寮がこのサービスを実施しています。

利用するにはお住まいの市町村の窓口申請し、障害支援区分の認定を受けます。市町村から委託を受けた指定特定相談事業所(綾部市には4か所あります)の相談支援専門員が、本人や家族と相談し、サービス等利用計画を作成し、それを基にサービス利用の開始となります。

詳しくは、お住まいの市町村の担当窓口でお問い合わせ下さい。



聴こえの豆知識

皆さん、知っていますか? 「障害者差別解消法」がこの4月から施行されます!

筆子「聴子、久しぶりねえ。元氣? 耳が聞こえないって大変だねえ」

聴子「どうしたの?」

筆子「実はね。」近所の方に聴子と同じ耳が不自由な花子さんがいて、仲良くしているの。先日、その花子さん宅に配達業者の不在通知票が届いたの。FAX番号はなく電話のみが連絡手段として明記されていたの。それで、代理で電話連絡を頼まれたのだけれども……」

「こんな不条理があつたのか?」

筆子さんの話の続きはこうでした。「本人確認を電話でしないといけないという業者側のルールがあり、花子さんは耳が不自由なので電話には出

られないことを伝えても母があかす、やむなく筆子さんの

自宅まで、

通信販売商品の配達を頼み、かわ

りに受取り、花子さんに渡したというものでした。聴子さんは、この不条理に憤りを感じます。

仕組みを変えれば

みんなが笑顔に!

聴子「筆子、大変だったね。

この4月から、『障害者差別解消法』が、全面施行されるのよ。耳が聞こえないことを理由に、差別してはいけないのよ。大勢の人々の願いに対応できるように、例えば、耳が聞こえない人にはFAX番号を明記するなどの合理的配慮が求められるようになるのよ」筆子「そうなれば安心ね。事業者が耳が不自由な方が利用しやすい仕組みを作ってくれば、問題は解決するわね。」

明るいニュースをありがとう。花子さんに伝えて、元氣になつてもらおう」

合理的配慮って?

この法律は、障害があつても、障害を理由に拒否することとはできないことを謳っています。事業者に対して、システムを改善し誰もが利用できる環境整備を当たり前のこととして、求められるのです。

例えば、聴覚障害があるので手話通訳者や要約筆記者を派遣してほしいと病院などの公的機関の場合、求められるようになります。

社会は、様々な事情をもつ市民で構成されています。誰にとっても暮らしやすく、安心安全を実感できる社会でありたいと思います。

(栗の木寮 滝野 千里)



いいいの村
聴覚言語障害センター
所長 岩本 幸子

今年もいいいの村の坂道の梅が咲きました。1年はあ

つという間ですが、皆様のご支援を賜り、大きな事故もなく、無事に年度末を迎えられたことに御礼申しあげます。

さて、上の記事にもある通り4月から「障害者差別解消法」が施行されます。

この法律には「障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限することの禁止」と「障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があつた場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが公的機関は義務、民間事業者は努力義務」と定められています。

そもそもこの法律の基本的な考え方は、歩けないこと、聞こえないこと自体を障害ととらえるのではなく、歩けな

い人や聞こえない人もいるのが普通の社会である。それを前提に社会ができていないから、障害のある方が生きづらさを感じなければならぬのだというものです。

難聴者のAさんは「聞こえないことは自分の罪と小さくなつて生きてきた」、またBさんは「音声言語の世界に生きていること自体が不便。いつまで聞こえないことを行く先々で説明せねばならない社会なのか」と語られました。

この法律が実効性をもち、お二人がずっと抱えて来られた思いから解放される社会の実現を共にめざしていきたいと思ひます。

みんなの手話

差別解消



〈差別〉
並べた両手の右手をすばやく押し下げる。



〈解消〉
押し下げた右手を左手の位置に戻す。



☆☆

森津 雪枝 様 舞鶴市 継続
谷垣 律子 様 睦合町 継続

金 昌鎬 様	兵庫県明石市	100,000 円
匿名 様	綾部市	紙パンツ
村上 浅春 様	綾部市	ポータブルトイレ

今回の掲載は2月1日～2月29日受付分です

* 今年度お世話になった皆さまです。*

- | | |
|---------------|--------------------|
| ☆華道講座(お花サークル) | 羽室 萬喜代 様 |
| ☆編物講座 | 宇野 亜冶子 様 |
| ☆傾聴ボランティア | かけはし 様 |
| ☆書道講座 | 岡村 とし子 様 |
| ☆3B 体操 | 坂田 稔子 様 |
| ☆喫茶 | 生協ほのぼの
ボランティア 様 |
| ☆理容 | 植山 きよ子 様 |
| ☆施設整備 | 森本 幸 様 |
| ☆施設整備 | 田中 みち子 様 |

※詳しくは法人ホームページをご覧ください。

※3月中までは綾部保健福祉センター又はいこいの村に職員はおります。

◆栗の木寮	生活支援員	臨時職員(32 時間/週)	1名
◆看護職員		正規職員	1名
◆梅の木寮	生活援助員(介護職員)	正規職員	1名
◆ホームヘルパー		正規職員	1名
		臨時職員(24 時間/週)	3名
◆調理員		正規職員	1名
		臨時職員(32 時間/週)	1名
◆障害者の相談員		正規職員	1名

詳しくはハローワーク求人票を
参照下さい。



TEL:0773-46-0155 FAX:0773-46-0175

